会 議 録

会議の名称	平成23年度第6回小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画 策定委員会
事務局	佐久間福祉保健部長・高橋介護福祉課長・上石介護福祉課長補佐 岡本介護保険係主任・樋口認定係長・本木包括支援係長 本多高齢福祉係長
開催日時	平成23年10月17日14時00分から16時00分まで
開催場所	小金井市役所 8 F 801会議室
出 席 者	市川会長・大鳥委員・恩田委員・鈴木委員・高田委員・竹内委員 畠山委員・浜本委員・増田委員
傍聴の可否	可 · 一部不可 · 不可
傍聴者数	0名
傍聴不可等 の理由等	
会議次第	(1) 小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画について (2) 今後の予定、その他
会議結果	

事務局

開会あいさつ

欠席 - 上原委員・川畑委員・篠田委員

委員長

あいさつ

福祉保健部長

あいさつ

事務局

資料確認

議事開始

事務局

1) 小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画について (高齢者の住まいについて) 説明が行われました。

委員長

この重点課題を議論するということです。ご意見をお伺いしたいと 思います。いかがでしょう。どうぞ、高田委員、次は恩田委員。

高田委員

資料について、個別事業についてもよく分からないので、説明お願いしたいということが1点と、あと公営住宅の情報提供体制ということなのですが、よく市報で見かけるのですが、それ以外に最新情報を提供している場所というのはありますでしょうか。また市内に限るのか、市外、東京都内とかそういう広域についても情報提供というのは受けられるのかどうか、その点教えてください。

委員長

ここに書いてある、個別事業と書いてあるところをもう少し説明してくださいということですから、これはある意味で、介護保険便利帳も含めながら、少し説明させていただいてよろしいでしょうかね。まずそれが一つ。そのあいだに、今言った情報提供。あと何でしたか。

高田委員

情報提供なのですが、それがどこで行われているか、どの範囲で、 市内だけか、市外も含めて東京都内とか広域の情報提供が行われてい るかどうか。

委員長

ここで言いますと、例えば2ページ目に書かれています、個別事業、住宅改修相談事業とか、そこら辺の説明から入らせていただいてよろしいですか。この前にありますので、よろしいですか。

では、それぞれの事業の説明をしてください。

事務局

介護福祉課高齢福祉係の本多と申します。前に緑のしおりをお渡し したと思うのですけれども、そこの7ページに住宅改修サービスの内 容が載ってございます。

委員長

ポイントで結構ですので、少し説明してくださいますか。

事務局

概要につきまして、身体状態に応じた住宅の改修を希望する高齢者に対しまして、1級建築士等が訪問とか面接をして、住宅改修の相談、助言を行います。各包括支援センターで受け付けておりまして、ひがし地域包括支援センターにつきましては毎月第1・第2・第3・第4火曜日、みなみ地域包括支援センターは第2木曜日、きた地域包括支援センターでは第4木曜日になっております。

一応、住宅改修相談につきましては、予約が必要になってございます。事前に予約していただきまして、1級建築士の方が訪問しまして、あと業者さん等が決まっていれば、業者さんも一緒に同席していただきまして、手すりを付ける位置とかを検討します。あと適正な見積もりであるか、適正な図面であるかということを一緒に判断します。そういったことが住宅改修相談となっております。以上でございます。

委員長

公営住宅の情報提供体制の整備というところになりますが、先に自立支援住宅改修給付事業について説明をお願いします。

事務局

自立支援住宅改修の給付なのですけれども、これもまた、高齢者の しおりをお持ちであれば、6ページのほうに掲載されております。対 象としましては(1)と(2)があるのですけれども、(1)のほう が住宅改修予防給付、(2)のほうが住宅設備改修と2事業ございま す。

- (1)の住宅改修予防給付につきましては、要支援1とか要介護1 とか、介護認定を受けていらっしゃる方につきましては、介護保険の 住宅改修が優先になります。認定審査をしまして、介護認定で非該当 あるいは自立となった場合には、高齢福祉係の住宅改修事業になりま して、高齢福祉係のほうから給付されるという形です。
- (2) の住宅設備改修なのですけれども、主に浴そうの取り換え工事、あるいは流しとか洗面台とか、トイレの和式から様式に切り替えるという事業でございます。これにつきましても、介護認定を受けて

いただきまして、非該当となった場合には、虚弱な方ということで、 虚弱認定基準表を添付していただきます。いずれにしましても改修す る理由書が必要になります。また、業者からの見積もり、改修前の図 面と改修後の図面を添付していただきまして、介護福祉課で審査しま して、該当すれば給付されるという形です。

(1)の住宅改修予防給付のほうですけれども、給付額が1家屋につきまして20万円で、(2)のほうは37万9,000円が限度額として給付されます。市民税の課税非課税の方で、市民の方の利用負担がございます。課税の方につきましては10%負担、非課税の方については3%を負担していただくということになります。例えば、浴そうの改修工事ですと37万9,000円なのですけれども、課税の方については3万7,900円自己負担になりまして、例えば改修工事が50万円かかったとすれば、37万9,000円を超えた分が利用者負担と、あと1割負担という形になります。以上でございます。

介護福祉課長

今回、お出ししている中で、市の借り上げ高齢者住宅の関係、あと 公営住宅の情報提供体制の整備につきましては、所管課がまちづくり 推進課になりますので、今、詳細のところが分かりませんので、お時 間いただいて、今日の終わりまでにお答えできればと思います。

ただ今、小金井市で、まちづくり推進課が主体となって、小金井市の住宅マスタープランという計画を改定で見直しています。その中で、やはりこちらの計画と同じような形で、いろいろなアンケート等を取っているのですけれども、そちらの関係では、やはりアンケートに答えていただいた方も高齢者の方が多かったりするということで、もともと、計画の中にございますが、高齢者世帯・障害者世帯に関する住宅の確保ですとか、あとはそういう方たちの居住支援、こちらのほうが大きな問題になるということで、項目をもって話し合いをしているところです。

委員長

高田さんの質問が終わったら次が恩田さん、次が大鳥さんという順番でいきますが、よろしいでしょうか。介護施設のほうはいかがでしょう。そこに個別の施設等がありますけれども、それは、説明はよろしいですか。

高田委員

結構です。

委員長

これはいいですか。とりわけ公募委員の方たちなので、いろいろお聞きになりたいことがあったら率直におっしゃってください。できるだけその部分に関しては共通に理解して進めたいと思います。それについては、丁寧に対応していきたいと思います。

恩田委員

恩田です。1つ相談と1つ質問があります。

まず1点目が、今話の出ました住宅改修について少しお願いがあるのですけれども、まあ無理かなとも思うのですが、介護保険の住宅改修の場合、ご利用者さんが住宅改修の希望を出されますと、業者さんが行って見積もりをつくって、市から指定されている書類を全部つくりまして、それから市に持っていく。そうすると市のほうで審議されて、承認されて、承認されたら今度、郵送で利用者さんのところに、承認しましたという書類がいきます。それを受けて、利用者さんからかまたは私たちケアマネジャーから、業者さんに工事をお願いしますという連絡をします。その工事が始まるまでの期間というのが非常に長いのです。

それで、皆さんもちろん必要だから住宅改修の希望を出すわけですけれども、中にはものすごく急ぐ方もいらっしゃいます。例えばがん末期の方というのは、もう本当に時間との勝負ですので、とにかくもう早く付けたい。だから私たちも、なるべく早くは動くようにはしていますし、希望を、いいですかということを前もってお聞きしたりします。病院のときから聞いたりとか、なるべく早く聞くようにはしているのですけれども、それでもすごく時間がかかってしまいます。

それで、例えばなのですけれども、認定調査などは、がん末期などの方に関しては少し早めに審査をしていただけるようになったかと思うのですけれども、住宅改修に関しても市の審議、大体4日から1週間くらいかかっていると思うのですけれども、その疾患によって、がん末期等の疾患で緊急に必要な方の場合は、少し審議を早めていただくということはできないものか、というのが相談です。

もう1つ質問は、今の資料の3ページ目に「特定入居者生活介護・ 介護付き有料老人ホームについては、現在東京都と事前協議をしてい る案件があり、市から意見書を提出いたしました」と書いてあるので すけれども、これについて少し具体的に教えてください。以上です。

委員長

では要望と、それから説明を求めるところでありますが、要望について、今すぐ答えられますか。

事務局

今のは住宅改修の件ですね。先ほど委員のほうからご紹介があったとおりに、例えばがん末期の方ですとか、介護保険の制度上で、そういう方については時間がないのは分かっているので、早めに対応するというようなことになっています。ただ、住宅改修に関して言えば、実際にその該当者の方にどのような改修が必要かということを判断しながら進めていただいているというところがあるかと思います。ですので、例えばそういう業者さんですとか、もしくはケアマネさん等の判断が一定あるか、もしくはそういうような形で処理を始めるという段階で、早めに個別にご相談をいただくという形で、認定についても住宅改修についても、対応はしていけるかと思いますので、そちらについては個別にご相談いただければと思います。

恩田委員

一度、個別に相談しましたら、順番ですからってあっさり一言で終わってしまったのです。

事務局

そういうところは、こちらのほうも担当と話をしながら、直せると ころは直していきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

恩田委員

分かりました。

事務局

事前協議をしている案件の、有料老人ホームの件でございますが、お渡ししています参考資料の上から3番目に、特定施設というものがございます。そこに、平成24年度に1か所52人と書かせていただいていますが、これが事前協議をした案件でございます。この件に関しては指定が東京都になるものですから、東京都が指定するに当たっては、該当自治体に事前協議するシステムになっておりまして、東京都と事業所から打診を受けました。特定施設には総量規制というのがあるのですけれども、このケースは介護専用型で枠があり、市内で需要があると認めまして、市は承認すると回答を出していますので、計画のほうも24年度に1か所、載させていただきました。以上です。

委員長

よろしいですか。まだ、東京都は総量規制やっているのですか。

事務局

少し補足をさせていただきます。ご存じのとおり介護保険の施設 は、地域密着型と言われているもの以外については、例えば小金井市 内に有料老人ホームが建ったとしても、実際にそこに入居される方と いうのは、市外の方も含めてという形で入居可能なのです。ただ、この特定施設に関して言えば、一定の地域というか、小金井市だけではなくて北多摩南部の圏域で、その中で大体このくらいの特定施設が必要ではないかという数値を、東京都で持っているところです。この小金井が属しているところで、今、予定に入っている52人の部分について、東京都が示している第4期の数については一応全部埋まったという形になっています。

ですので、そういう形でまだ枠があるかということで、市としては こちらの設置について、特に問題ないという判断をして回答を出して いるところです。

委員長

総量規制の問題は、今、東京都は作業委員会に入っていますけれど も、あまり議論は出てこなかったわけですね。総量規制のところを少 し確認したかっただけです。多分12月中、1月の末くらいには青写真 が出て、委員会開かれると思いますけれども、そのことです。よろし いでしょうか。

それと、高田委員が最初おっしゃったことはもう少し時間かかりま すか。大丈夫ですか。では、お願いします。

事務局

すみません、お時間いただきましてありがとうございました。

先ほど、1ページの公営住宅の情報提供体制の整備というところで ご質問いただいたのですけれども、こちら第4期事業計画のほうにも 記載がある事業なのですが、所管がまちづくり推進課となっておりま して、今、まちづくり推進課のほうに確認をとってきました。

公営住宅の情報提供体制の整備とあるのですが、その公営というのはあくまでも小金井市の高齢者住宅や市営住宅のことを指しています。今現在、高齢者住宅に空き家が発生した場合は、速やかに市報及びホームページ等で、入居者の募集のお知らせを掲載しているところです。ただ、高齢者住宅につきましては、その募集期間でなくても、事前に受け付けをしておいて、空きが出たら抽選をさせていただきますというご説明はさせていただいているそうです。

市営住宅については、市内の掲示板にも募集のお知らせを掲示しているとのことです。今後とも、引き続き空き家等が発生した場合には、速やかに市報・ホームページ等で最新の状況を提供させていただきたいということでした。以上です。

委員長

よろしいですか。確認ですけれど、市外のものも入るのでしたか。

事務局

市外は入らないです。あくまでも、小金井市の高齢者住宅としているところです。

委員長

よろしいでしょうか。では、どうぞ。

大鳥委員

その高齢者住宅について少しお伺いしたのですが、現在5棟、借り上げ戸数が164で、入居者が192人ということらしいのですけれど、高齢者が東西南北の地域に分けると、この高齢者住宅というのはどういう地域に分布しているのか。

私が知っている範囲では、にし包括支援センターの包括範囲にはもう20年来ほど、借り上げ住宅がないのではないかと思うのです。それで高齢者の一人暮らしの場合に、長く住み続けている地域で、高齢者住宅ができればいいなという声があるのですけれども、それがないために、結局どこかに行かなければならないとか、それから本町住宅に住んでいるような人は、かなり高齢でこの階段の上がり降りができない、そういう人がこの西北地域にないものだから、ほかの地域に行ってしまうのです。どうしてそういうところが、空白がずっと長い間続いているのだろうかと思うのですけれど、私の認識は間違っているでしょうか、これが1点。

それからもう1点は、2ページの特別養護老人ホームの待機者が 年々増加しておると。今現在、何人くらいなのでしょうか。

委員長

2点でよろしいですか。その地域分布という考え方ですね。

介護福祉課長

まず1点目のご質問の、高齢者住宅の関係です。確かに、委員のおっしゃるとおり西北地区と言われている所には、まだこちらの5棟の中には入っておりません。この5棟ある中で一番最近できているものは、平成12年に借り上げが始まっているものになります。

高齢者住宅は、先ほどお話したとおり、まちづくり推進課の担当なのですけれども、なかなかいろいろな面で増やすことができないでいるという現状はあるかと思います。市が直営でこれを増やすことがすぐにできるかどうかということがありますので、この住まいの問題については、先ほど来お話しているとおり、介護保険施設の関係を含めて、トータル的にできるところから着手をしていくしかしょうがないかなというところはあります。

もう1つ、問題となっている特別養護老人ホームの待機者なのです

けれども、平成23年3月末現在で、待機者は389人になっています。 こちらにつきましては、市で調査をかけられる範囲というのがある程 度決まっていますので、特別養護老人ホームを申し込む方は、基本的 に市内の施設、もしくは近隣のこちらの市と関係の深い、市外を入れ て全部で7施設になるのですけれども、そちらでの待機者を調査させ ていただいて、整合性を取らせていただいているものですので、もし も、その7施設以外の所にだけ申し込んでいらっしゃる方がいらっし ゃいましたら、もう少し増えるようなこともあるかと思います。

委員長

よろしいでしょうか。あとのほうに関しましては、この389人というのは、ほぼ確実な数という認識でよろしいですね。だぶってこう申請しているとか。

事務局

それに関しては、確認をしております。

委員長

その要介護度からいっても、結構、緊急性が伴うとか、要介護度高いところでしょうか。介護度別に特徴が有りますか。

事務局

3、4、5で、そんなに大きくは変わらない形ですね。若干ですけれども5の方は多い形になっています。やはり要介護1の方というのは少し少ないですね。ただ、2から5で40から50の間を動いている形になっています。

委員長

ですからこの389というのは、とても大きな課題になっておりまして、その都度その都度、亡くなられる方もいらっしゃるし、うちの母も応募していて亡くなりましたけれどね。

事務局

すみません、少し訂正です。今、40から50とお話したのですけれども、それについては在宅の方で申し込んでいる方が、要介護2から5で大体40から50の数字を推移しています。非在宅の方は、つまりは多分どこか別の施設等に入っていらっしゃって、特別養護老人ホームを待機されている方が、大体介護2からで20名から60名くらいの方々で、少しそこは幅があるかもしれないです。

委員長

ありがとうございました。ですので、個別の議論に入っていくと、 確かにこの389の実数は微妙なのです。他の施設に入って安全だとい うところも頭に入っていたり、また2と3、もしくは1ということが 入っていても、実は家族はいなくて一人暮らしという状態もあったり とかさまざまなのでありまして、この数字は読みにくいです。ただ実 際として、これだけの人が待機しているだろうということを認識す る、その参考ということになると思います。

あと、ケア付き住宅についても、どこも随分昔からやっていたのです。ただ、ケア付き住宅の条件としては、その地域配分も多いのですけれど、その方の交通の便とか行きやすかったとか、地域でそこにどれだけ拾えるかというのは、以外に難しいところであります。少し離れた地区にありましたといっても、その方が孤立して行けなくなっちゃうとか、そういう意味で、住まいとか、施設とか、デイサービスの存在とか、そういうような全体の中で少し検討することが必要なので、今のご意見をお聞きするということとしても、そこのご検討もご理解いただくことになるかと思います。

ケア付き住宅のプランを立てて、20年前くらいに国分寺で建てましたけど、そこにずっと住んでいますけれども、やはり地域でどこがいいかというと難しい。場所とかの問題で、行ったけれども、結局、移動できなくなってしまう、バスもないというところにぽんと置かれても、その方たちが孤立してしまうということで、ご意見も大事だと思いますけれども、私の意見も添えさせてください。では、大鳥委員どうぞ。

大鳥委員

高齢者住宅についてですが、一番新しい契約というか借り上げが、5つの中で平成12年が一番新しい。それで、確かに市が土地を持っているわけではないし、市が建てるわけではないから、民間の人に協力してもらわないとできないということなのですけれども、受動的にしていれば、いつまでたっても同じ状態が続くと思うのです。アパートだとかそういうのはどんどん建っているけれども、今までの借り上げた家主、そういう人たちは、いろいろ条件があっただろうと思うのですけれど、結局市が借り上げるということで安定した入居者が決まるという状況があるのです。そういうことについて、市がもう少し前向きに、少し言い方は悪いですけれども、そういう借り上げ住宅のやり方について、積極的な対応の仕方があるのではないかと。

たまたまここには、都市再生機構がグリーンタウンをつくったので、そのときにはそういうものをつくらせようという動きが随分あったものだから、再生機構もおそらく応じてくれたと思うのですが、も

うすぐ本町住宅の建替え問題が話題になっています。ああいうところに、そういう場合、積極的に市の動きがないと、結局、同じものが建ってしまうということになるので、そういうことについての対応を、もう少し積極的にお願いできないかなと。西北地域はそういう施策が空白なので、と思います。

委員長

よろしいでしょうか。住宅プランで議論するでしょう。そこら辺は マスタープランですか。そこについてもご意見をつないでおくという ことになると思います。あといかがでしょうか、浜本委員。

浜本委員

特養の関係なのですが、3番の介護施設等の整備促進、これはここに書いてあるとおりで、私も別に意見は何もありませんけれども、市民やケアマネジャーへの調査でも、最も強い要望事項であるということですから、これについては、今度の事業計画できちんと、やるやらない、やるならいくつと、そういうふうにはっきり示す必要が、説明責任としてあると思うのです。そうした場合、果たして小金井市の特養の入所必要定員といいますか、それがどのくらいあるのだろうかということなのです。東京都全体では23年度で40,455人という数字を出しているわけです。それに対応する小金井市はどのくらいなのか。そして実際、それに対して、その不足数のうち、今入っている人がどの程度かということが分かると、今後整理するのは、いくつ必要なのかということも分かりやすいと思います。

厚生労働省の報告で、今年5月の現在の小金井市民の特養と、それから保健施設に入っている数というのが573人いるのですね。これは確実です。そういった必要な定員のうち、もう既に573人はそこに入っている。ただ、この施設をどれだけ整備したらいいかということは、特養施設はいわゆる広域施設だし、昔の契約施設、措置時代と違います。ですから、今現在、五百何十人と入っているわけで他市に入っているわけですね。他市でもいいと思うのですが、そういう所に入所できればそんなに整備する必要もないという考えも出てきますし。

それから、この間配られたこの特養の中に、緑寿園だとか、最後の日の出福祉ホームだとか、他市のが入っていますね。これはちょっとどういう施設かよく分かりませんけれども、おそらく市が措置費代、お金を出してベッドを確保しているとか、そういうものだろうと思うのです。そういう所へもどんどん申し込んでくださいといいますか、そういう他市との関係で、必要数というのは大いに変わってくるの

で、正直言って、私もどれだけ整備したらいいのかは分かりませんけれども、これだけアンケートで要望があるので、それに対してはやはりきちんと、次の事業計画で説明する必要があるのではないかというのが私の考えです。

竹内委員

関連質問よろしいですか。私もその点お尋ねしたかったのですが、 この本の中では、前回の3年間では待機者が300人いるのだけれど も、施設計画は残念ながらゼロだったのです。

それで今、ご質問がありましたように、市外 5 施設で現在入所されている方が何人なのか、市内 2 施設196人ですよね。ですから、それを合わせた数が何人で、待機者が先ほど389人というお話ですね。それで今回の計画では1 か所100名ですから、待機389名に対して、差し迫った方は100人お世話いただけるので大変ありがたい計画だとは思うのですが、過去にも特養を市内につくる動きがあって、途中で立ち消えになっていますけれども、25年度のこの計画の実現性が、そう言うと失礼ですけれども、市としてどの程度、可能性を考えていらっしゃるのか。

過去に特養を市内に誘致したときには、市が一定の財政的な支援策を持って、強力に進めたと思うのです。その結果できたと思うのですが、最近あまり支援策を強力に進めていないこともあってか、なかなか、先ほど大鳥委員も言いましたように、計画は持ち上がるのだけれども実現にこぎつけない場合もあるのです。ですから、せっかくここに1か所100名盛り込んだのであれば、ぜひ実現したいので、そういう心構えというか、計画の裏付けになるようなお考えがあれば、併せて伺いたいと思います。

委員長

整理しますけれど、お2人の中で、要するにどれだけの必要性、需要予測をするのかという議論と、それから、竹内委員がおっしゃったような実現性をどう担保するか、その2つでよろしいですか。

ではそういったところで、今言える段階での答えといいますか、よろしいですか。

事務局

介護保険係の岡本です。今、市内に2施設、定員196名なのですが、23年3月の国保連合会の審査月の時点で数字をはじき出しますと、まず小金井市民で特別養護老人ホームを利用している方は318人、そのうち市内の施設に入所している方が162人となっておりま

す。割合的に言うと約51%、残りの49%は市外の施設を利用している 方ということになります。

ただ、市外の施設といいましても、緑色の高齢者のしおりに記載されています市外の特別養護老人ホーム、こちらは介護保険が始まる前、まだ行政による措置で入所を決めていた時代に、いわゆるベッド確保をした施設となっておりまして、そのなごりで小金井市民が、施設の協力を得て優先的に使える枠が、各施設にあるという状況になっております。

今現在、第5期で、今回の施設整備のほうを見込ませていただいたところなのですが、小金井市については、平成12年につきみの園が開設して以来、もう10年以上施設ができていないような状況となっております。

今現在、具体的な話ということですけれども、毎年、小金井市内で特別養護老人ホームをやりたいという相談が、一切ないわけでもないのです。去年においても3件ほど、こういう土地が出そうなので、ここで何か施設を考えたいのだけれどもどうですかというご相談等々は受けているところです。具体的な土地の場所とかもお聞きして、こちらとしても前向きにそういう話があれば検討はさせていただきますというところなのですが、やはり最終的なところにいくと、地主さんとのお話や、どういう事情があるか分からないのですが、辞退されるところが多いです。

今現在、1か所の土地について、特別養護老人ホームをやりたいというご相談を実際に受けています。こちらについてはまだ仲介業者とのやりとりだけで、法人のほうからはまだお話はいただいていないような状況でございます。なので、実際それが、今後施設の建設という話になっていくかどうかは分からないのですが、こちらとしても、これだけの待機者が年々増えている中で、施設整備、また第5期の計画に載せないというわけにはいかないと思っております。

ただ、載せるに当たっては、やはりそれだけの利用者を見込まなければいけない、イコール保険料が上がってしまうという点もあり、第 4 期以前については、具体的なお話がない中で、計画に載せるということは控えてきたのだろうと思われます。ただ、第 5 期については、いろいろ具体的な話がない中でも、例えば、事業計画に載っていれば公募するという手立ても可能になってくるのではないかなと思い、事業計画に盛り込ませていただくよう、今回の課題に挙げさせていただいたところであります。以上です。

委員長

ただそこで、竹内委員のおっしゃっていることですけれども、実現の可能性を、少し数字を載せるということは、以前に比べてはっきりと目標値が出るから、社会的責任を取るというところもあるけれども、内々では少しどういうロスがあるか、理事者と少し相談をしておいたほうがいいかもしれませんね。100といって100出せなかったら計画自体がもうそれまで。これは要するに100は確保しようということで計画に出すならば、全体の財務当局とか、市長、副市長に確認をとって、それは部長さんにお願いするのだけれど、少しそういう取り組みをしておいたほうがいいかと思います。ちょっと施設は、100人規模と大きい事業ですので、そういうことをご検討ください。

そして年度になると、1年でつくれないので、一定の期間がかかる わけだから、少しスタートをさせておくということが、理事者側とし て必要だと思います。よろしいでしょうか。あといかがでしょうか。

大鳥委員

2ページの「認知症対応型共同生活介護」というところで、「待機者数などを勘案しながら整備の検討をしていく」という、かなり前向きの施策が出ているのですけれども、今、この待機者というのは増えているのでしょうか。

それからもう1つ、グループホームの場合、1ユニットは9名ですか。すると、1つの施設をつくるためには最低9か、その倍の18はないとできないですね。それは例えば18の場合に、3つのユニットに分ける、6人、6人、6人という対応はできるのでしょうか。

というのは、認知症のグループホームの運営の仕方では、9人と9人で18になるけれども、見守りが大変だということで、6人、6人、6人だともっと目が届くという声、意見もあるのです。それで、そういうことについて、例えばだいぶ前に、地域の自主性・自立性を高めるための改革の推進を図るための改正というのが、資料で配られました。この中に、サービス事業者の法人格要件や地域密着型サービス等の入所定員に係る基準を、条例に委任するとあるのです。サービス業者が、勝手に定員を決めるわけにいかない。条例設定に倣うのだろうということなのですが、これはそういう理解でいいのでしょうか。もっと柔軟に運営ができないかということです。

委員長

要するに定員数のことですか。ユニットが6にするか、9にするかということですね。

事務局

介護保険係の岡本です。現状、認知症対応型共同生活介護については、基本はそういうふうな上限となっております。以前、昔からあった施設については3ユニットがあるところもあります。そのあと2ユニットが上限とされたところなのですが、介護基盤の緊急整備等をかんがみ、都市部、土地の値段が高い所とか、人件費が高い所については、2ユニットだと運営上採算性の問題とかがありまして、やり手がないのではないかという話があり、今、国が定める地域については、3ユニットを上限として整備することが可能とされております。

ただし小金井市は、その地域には指定されていません。今現在、市が整備するとしたら2ユニットが限界です。したがって、1ユニット7人とか6人とかに設定するのは可能なのですが、ユニット数の上限はあくまでも2ユニットになってしまうので、18人より減ってしまう計算になります。

条例の委任は確かにそうなのですけれども、現状、まだ市でどういう条例を定められるのかというところについても、まだ示されていない状況で、東京都はいろいろと特別養護老人ホームについては、条例を定めるに当たって、各保険者に、意見の募集等、先日調査が来たところで、廊下の幅は都としてはこれくらいに設定しますよとか、1ユニットの定員を12人としますよとか、そういったところが出てきているような状況で、市としての地域密着型サービスの条例づくりには、まだ手が入っていないような状況です。3ユニットが市の条例で可能なのかどうかというのは、今後の勉強課題とさせていただきたいと思います。以上です。

委員長

よろしいですか。だから3ユニットにして、それを例えば小さくしたら、経営としては難しくなりますね。要するに、やはり1ユニットに9人いて分けてしまうと、目をこらす人がそれぞれ増やさなくてはいけないから、経営としては結構厳しいというのも事実だと思うのですね。昔の都市型特養みたいに、高くして階数を上げたけれど、夜の配置が少ないと。駆けずり回っているというような議論もあるので、そういう意味では、少し事業者に聞く必要があると思います。

ただ、今の段階では、どうしてここが外れるのか分かりませんが、 すぐそこまで来ているのですけれども、2ユニットということを前提 にしているということになりますから、もしもその人たちが事業を展 開するということになるならば、他の事業と少し併せて、そしてそれ があると少し全体的に収入があるということもありますので。

事務局

もう1点、グループホームの待機数についてのご質問あったかと思います。実際今4か所グループホームがあって、少し今、最新の状況は集計中なのですけれども、4か所合わせての待機者数として、15人前後の数字が挙がっていたかと思います。ただ、4か所で15人くらい待っていらっしゃる方がいるという形にはなっているのですが、実際にはそのうちの10人以上を、ある1か所のグループホームが待機をされているという状況がございます。

こちらについても、本来の認知症高齢者グループホームの、国の思っているその施設の働きと、実際にその待機者数が多い所というのは、最終まで看取りをしているという点が1つ。あと今は、この地域密着型の施設で小金井市内にある施設については、小金井市民の方が基本的に優先という形で入っていただける施設なのですが、その施設については、そういうふうになる、地域密着型の制度ができる前にできている施設で、特にほかの施設に比べても市の方が入っていたような経緯がございます。

ですので、認知症のグループホームは、本来であればご自分である 程度生活もできるのだけれども、認知症があることで、そういう共同 生活をしていくことで状況をよくするというようなためのグループホームなのですけれども、そこで最終の看取りができるような、つまり は終の住みかとしての施設を求めていらっしゃる方で、待機の方が大 きくなっているという状況もあるようですので、そこについては、先 ほど来お話がありました特別養護老人ホームの待機者と併せながら、 少し考えていかなくてはいけないところかなという部分もあるかと思 います。以上です。

委員長

よろしいですか。この待機者の議論、判断の議論と、それから要するに運営・経営の議論、処遇の質の議論というのがあって、それぞれ違う視点から見ていくことが必要だと私は思っています。

必要であれば、NPOがどういう運営ができるのかも、また今日そのうちに出ると思いますから、私の聞く範囲では幾つかの事業を組み合わせないと少しできにくいという状態のようですが、そういうことの可能性も少しご検討ください。

介護福祉課長

そうですね、やはり、例えば先ほどのお話にあったとおりに、少人数でユニットが持てれば、ケアとしてはとても十分なものができるという考えは、先ほど来、委員長からもお話があったとおりに、そうい

う施設を市として基準をつくろうとしたときに、その条件ではなかな か運営が難しいので手が挙がらないという状況も出てくるのかなとい うところは、難しい問題で一つあるかと思っております。

大鳥委員

私の知っているある法人では、小金井市の3か年計画を議論している最中らしいから、そこでもし積極的な位置付けができるならば、この3年間の中でグループホームをつくりたいと、こういう声があるのですよね。1ユニット9人では、18人いても経営が難しいと思っている。今先生おっしゃるように、ほかの事業とも合体して一つの施設をつくるということがいいのかなという気もしておりますが、それはそこの法人が決めることで、計画がないと立ち上げができないと、こういうことなのです。

委員長

分かりました。これは整備計画が出てきていますし、整備計画で、 認知症対応型共同生活介護で、平成25年に18人というところが出ておりますが、この部分に関しては、今のご意見を踏まえて可能性を少し検討したほうがいいかもしれませんね。動きやすいので施設を造るよりもはるかに具体性が、そこもご検討ください。意見として受けとめます。あといかがでしょうか。鈴木委員、次、畠山委員。

鈴木委員

この中の住まいの中で、ショートステイは住まいに入らないと思うのですけれども、自宅で住み続けたいという方々がいらっしゃる中で、例えば特養の施設を造る上で、ショートステイも併設というようなお考えを、多分示されるのではないかと思うのです。その辺では、この計画にはちょっと載ってこないかもしれませんが、具体的にそういうお考えがあるのかどうかということを一つ伺いたいということ。あと、今まで述べられているような施策に関しては、市が全てやっていくというふうにならざるを得ないと思うのですけれども、詳しくは知りませんが、遠くの一軒屋を若い人たちが、利便性のいいマンションとかを高齢者がという形で、年代でこう変えていくというような取り組みが、東京都ではないと思いますけれど、あるどこかの市町村でなされているということを聞いたことがあるのですが、そういった形の、小金井市の、例えば住宅マスタープランというものの中とか、そういうお考えでいう、まちぐるみのお考えというのは何かあるのでしょうか。それがあったら教えていただきたいのです。

委員長

2点でございます。今の段階で、まだ確定していないところは、意見として確認することはよろしいので、いいですか。今の段階で確定していないことをあえて答える必要はありません。意見として伺って、それをまとめていけばいいことですので、できる範囲でお願いします。

事務局

介護保険係の岡本です。私のほうから1点目のご質問にお答えさせ ていただきたいと思います。

ショートステイのほうなのですけれども、私たち市として、特別養護老人ホームの整備をするに当たっては、ショートステイの整備も必須であろうと思っております。今現在、東京都のほうの施設整備の補助金をもらうに当たっては、確か最低定員の1割程度のショートステイの配置が必要だったかと思います。小金井市が特別養護老人ホームをもし設置するとしたら、1床当たりいくらという補助金の額なのですけれども、今、市内の高齢者人口に対する定員数で掛けた係数で、小金井市は割合が低いと、定員数が足りていないということなので、補助金が1床当たり通常の所より1.5倍多くもらえるというような地域に指定されております。もし、事業所が小金井に特養をとなった場合は、必ずその補助金のほうは利用すると思いますので、ショートステイの整備というものは必ず行われるものだと思っております。以上です。

介護福祉課長

今の1点目のショートステイにつきましては、やはり先ほどご説明したとおりに、それなりに特別養護老人ホームを市内に建てたいというようなお話、ご相談というのがあります。そのときに、市としての要望で何かありますかということを、結構具体的になってくると聞いてくださるのですけれども、その際にはそのようなショートステイの設置であるとか、あとはそのときどきの市としての要望等はお伝えしながらお話をするようにしていますし、今後についても、ショートステイに関しては単独でもほしいくらいのものですので、こちらは引き続きお話をさせていただければと考えているところです。

先ほどのお話は、既存の集合住宅ですか。

鈴木委員

市が補助を出しているかどうかまでは分かりませんが、市の考えとして、そういう形で一般市民の方に、例えば駅から遠く、中心部から遠い所の一戸建ては若い世代の人たちの住まいとして考えて、利便性

のいい高齢者の、集合住宅になると思うのですけれども、そこと交換 するようなシステムでやっているというのは、どこだったか、ニュー スでやっていたのですけれども、そういうのがあるのです。

介護福祉課長

住宅マスタープランの中で、どこまで入れられるかというのは、ちょっと私どもでは把握しておりませんが、そのようなご意見がこちらの委員会で出たということは、担当課のほうに伝えながら話ができればと思います。

委員長

それはスウェーデン方式ですね。要するに、駅のそばに特養と障害者施設を造り、利便性を考える。まだそこまでは日本はいっていないのですけれども、逆に点在といいますか、交通網がスウェーデンよりはるかにいいということがありますから、ただ今みたいなことについては、貴重なご意見だと思います。

畠山委員

先ほどから、介護施設の充実ということに関して大きなテーマになっていますけれども、この現状の課題の中で見ますと、一般住宅の方が96%、このアンケートの中で答えていますけれども、そのうちの高齢者向け住宅が10%。この人たちに質問して、今後どこで生活したいかについては、約5割の人が自宅で生活していくことを希望しますとあります。そうしますと、介護施設の数を増やす、充実も大切なことですけれども、この一般のほとんどの人が自宅で生活をしたいという現状から考えると、この課題の中の、個別事業の中の住宅改修相談事業と高齢者自立支援住宅改修給付事業、こちらに重きを置いていくほうが介護施設の待機者を解消していくにおいても、解決策としては一番大きなポイントになるのではないでしょうかということが1点。

あともう1つ、これ私の勘違いかも分かりませんけれども、この自立支援住宅改修の給付とありますが、この青いテキストの中に費用というのがあるのですけれども、これは私の地域の人からの疑問というかクレームです。住宅改修、バリアフリーをするのですけれども、30万円近くかかるのです。終わったら、一括して業者に払ってくださいと。それから申請して、小金井市から90%おりますと。ところが、そんな大金は持っていないと。いろいろ府中とか国分寺市に聞いてみると、業者に対して10%だけ払えば、あとは業者が市に請求しますとなっているのです。なぜ小金井市は、一括で最初に払わなくてはいけないのかと、その辺はどうなっているんだ、ということで聞かれたもの

ですから、その人が勘違いかもしれません。実際、私もよく知りませんけれども、その辺少しお伺いしたいなと思って聞きました。

委員長

今の意見は、要するにそれが多額になるので、10割払って9割戻ってくるような仕組みではなくて、いわゆる1割を支払い、9割をそちらにいくという仕組みは考えられないのだろうかという質問だと思います。これは今すぐ答えられないので、政策の変化ですからね。

事務局

介護保険係の岡本です。介護保険の給付のほうで、20万円の工事を 限度に、20万円の9割分を償還払いで、今現在、利用者の方にお返し しているという状況なのですが、やはりそれだけのお金を一時的に支 払うことができない場合、住宅改修ができないじゃないかという声も 非常に多いので、私達も数年前に近隣市で行われている受領委任払い 制度を検討いたしました。どのような制度かと申しますと、市で事業 者の登録を行い、9割分の金額を直接市から事業者に払うことで、利 用者は初めから1割分のみの支払いで済むというものです。しかし、 実際に検討を行い、実施しようとしていた矢先に、東京都の技術的助 言で住宅改修と福祉用具については、受領委任払い制度について、や ることは構わないが、市に登録した事業者について、市のほうできち んと責任が取れるのですかという話を、東京都はしています。本当は 利用者に渡すべきお金を事業者に渡すわけで、その事業者側にもし何 か過失があった場合、それを登録していた市の責任になりますよと助 言されて、そこまでの責任問題等は深く考えていなかったので、今現 在は受領委任払い制度は検討しておりません。東京都の担当者に聞く と、東京都としては勧めてはいないというお話でした。以上です。

委員長

これは東京都の問題になるということですね。だから、そこら辺の 部分は、では少し話を詰めます。あと償還払いは、結構きついので す。実際、償還払いは緊急時のときはいいけれども、通常、償還払い は避けないと、どうしてもという議論が原則なので、ただ、今の事情 にもあるので、今のお答えを受けて、そしてどういう考え方なのか聞 きます。あといかがでしょうか。

介護福祉課長

すみません、あともう1点、お答えが漏れていたかと思います。 最初のほうのご質問で、皆さんのアンケートのお答えのほうから、 これはもう以前にも皆さんのほうからご意見いただいたかと思います けれども、1つはご本人のご希望としては、やはり最後までご自宅で 過ごされたいというご希望が5割あるということです。確かそのとき にも、ご家族の方にご意見を聞いた部分もあって、そちらについて は、本当は最後まで見たい、ご本人の気持ちに寄り添いたいけれど も、だんだん介護度が重くなっていく中で、なかなか最後まで介護を するのが難しいという、最終的には施設をご希望するというようなご 意見もあったというような議論があったかと思います。

やはり、今回国の介護保険の制度改正の中で挙がっている地域包括ケアシステムについても、できるだけ地域で暮らす期間を長くするという観点から、いろいろな提案が出てきている状況だということは認識をしております。でも、また一方で、その基盤のほうがまだ十分ではないという部分もあり、ご家族の方の負担を考えるところもあって、どうしてもご自宅で生活がままならない場合には、施設という選択肢は必要ではないかというところがあるのです。これを3年という期間で割り振りながら、市としての施設整備の計画について、ご意見をいただきながら考えていければと思っているところです。

委員長

ありがとうございました。今のお答えだと思います。それとあと、 先ほどの償還払いは市の方針もありますから、少し検討していただく ということと、それを抑制しているのが都であったら、都の意見も聞 きます。あといかがでしょうか。どうぞ、増田委員。

増田委員

1点教えていただければ思うのですが、2ページにあります、高齢者向け住まいの整備に記載されています、ライフサポートアドバイザーといった制度についてなのですが、やはり現在、関連性の消失等が問題になっているといった話も聞きますが、民生委員という制度がある中で、このライフサポートアドバイザーの役割、すみ分けはどのように考えていらっしゃるのか、教えていただきたいと思います。

介護福祉課長

すみません、こちらについては、多分このグリーンタウン小金井という高齢者住宅のみに、実際には配置されている方で、詳細については把握をしていないところですけれども、やはり高齢者の方々の住宅で、団地にお住まいの方の中でもいろいろとトラブルがあったりとか、ご本人といろいろな契約事項で業者さんとのトラブルもあると聞いていますので、そちらのあいだに入るようなものだと考えております。

確か、これは小金井市のものではなくて、UR等で整備されている 各種団地、まあ小金井も先ほどお話あったとおりに、本町住宅などは URではないのですけれども、ああいう団地の高齢化が進む中、同じ 市の中でほかの地域に比べてとても特化して高齢化率が高くなってい るような状況があって、例えばそのURであれば、その団地ごとで、 高齢者の見守り施策というものを団地として取り入れる方向というも のを考えていただいているような話も聞いていますので、市がどうい う形で関わっていけるかは、少し難しいところだと思いますけれど も、担当課と少し話しながら検討していきたいと思います。

委員長

これは、確かシルバーピアとして整備したのではなかったかな。あのときの検討課題は、要するによき隣人という形ですね。あまりこう関わっていると、その方24時間拘束されるし、たくさんの人ケアできないと。ですからよき管理人、よき隣人という形に限定しようというような議論で、シルバーピアやシルバーハウジングが進みました。

そしてその際に、じゃあ福祉的な部分は、デイサービスとかその周りのところの支援ですし、民生委員が訪問するのも、いわゆる地域という形で展開していると。ですから、今おっしゃったような、ちょっとした片付けごみとか、等々とか、相談とかいうことにとどめようと。これはあくまでも、やる人の視点も含めないと、という視点なのだと思います。限定的に、グッドネイバーという考え方を使って、議論したりしたと。それは多分変わっていないと思います。そうでないと、いつもこう対応していると、その人持ちこたえられないし、外に出かけられなくなってしまいますよね。そうしたらもう、その人の孤立化がはっきり出てしまうと思います。

あと、余談ですけれども、そのライフサポートアドバイザーとその 相手との、相性がうまくいかないときがあったりして、そうするとも うトラブルの解消に結びつかないのですよね。ですから、もっと役割 を限定的に解釈しようというようなことで進めているのが、シルバー ピア構想だったと思います。

浜本委員

それに絡めて申し上げますと、これも確か、介護保険事業の中の一つとして、今、出ているのです。それで小金井の場合も、ある社会福祉法人がその事業をやっていまして、365日24時間、管理人がいる高齢者住宅を持っています。以上です。

委員長

介護保険でしたか。私はちょっと、少しその辺、分からないですけれども、デイサービス、見守りの外において、365日等もあるのですけれども、その人にライフサポートアドバイザーという、中に住む人ですよね。

浜本委員

住まいがあるのです。このグリーンタウンの中に。

介護福祉課長

こちらお手元にある第4期計画の103ページのほうに、用語の説明 として載せさせていただいております。実際には、先ほどお話あった とおりに、社会福祉法人のほうにグリーンタウン小金井の場合には委 託をしてやっているという形になっております。

委員長

よろしいでしょうか。この2番の高齢者が暮らしやすい住環境の整備・提供ということですが、このテーマが住まいということなので、むしろまち全体の中でどう位置付けるかというか、つまりそういう意味では、高齢者に対して地域がケアだというような考え方も少し入れていくことが、今回の介護保険改革の重要なところですから、それは在宅とかそこで述べたことだと思うのです。そことの連携を強めると。

ですから、一人のケア付き住宅という考え方もあるというところに、いわゆるこの住環境、住まいという議論が出てくると思います。 少しご検討ください。今までやったことに連携をくっ付ければいいのです。そうすれば、これは出てくると思います。

あといかがでしょうか。よろしければ次の部分にいきます。

続いて、第5期事業計画構成原案について、コンサルタントより説明を求めます。

介護福祉課長

前回の会議の際に、こちらの構成原案のほう、お配りさせていただいたところです。こちらにつきまして、私どものほうで検討が不十分な点がございまして、ページでいきますと、27ページ、28ページの辺りと、あともう1つ、一番最後のページに付けさせていただいた、総合計画の体系案というものなのですけれども、こちらの用語の整理等を訂正させていただきたいと考えています。ですので、そこについては、今日いただいたご意見等も踏まえまして、精査したものをもう1回資料としてお出しをさせていただきたいと考えていますので、本当に申し訳ございませんが、そういう形で整理をさせていただければと

思います。よろしくお願いいたします。

委員長

では、僕もそう聞いていたのと、この文章がそうなっているのと、 どうしたらいいかな。今、いいですか、それで、説明はしてもらった 上で、今の部分に関しては課題が残っているという認識でいいのです ね。分かりました。ではお願います。

コンサル

ジャパン総研の井口です。よろしくお願いいたします。

まず、表紙をめくっていただきまして、目次というページがございますのでご覧いただけますでしょうか。全体の構成を6章まで、表紙の裏に目次となっております、第1章から第6章までになっております。

第1章が計画の策定に当たって。第2章が高齢者を取り巻く現状と 課題。第3章が計画の基本理念・方針。ここは、先ほどご議論になっ たところですが、口頭でご説明させていただきます。第4章が施策の 体系でございます。本日はこの第4章までをご提示させていただいて おります。第5章が高齢者保険福祉施策の展開ということで、第4章 の施策の体系に沿いまして、各事業の内容が、この第5章の中で勧め られております。第6章が介護保険事業計画でございまして、介護保 険関係のさまざまな数字がここに載せられているということでござい ます。本日は第4章まででございますが、至急に第5章、第6章を整 理いたしまして、できるだけ早い時期に委員の皆さん方にはお示しさ せていただければと思っております。

では1ページ、ご覧いただけますでしょうか。第1章「計画の策定 に当たって」ということで、事前にお配りさせていただいているよう でございますので、かいつまんで内容のポイントだけをご説明させて いただきます。

第1節につきましては、これは国の動向が主でございますけれども、介護保険制度がスタートしてから10年以上がたってきましたと。介護の考え方というのは、着実に定着してきているようだと。ただ、介護保険料については、介護サービスあるいは地域間の格差ができているのではないかというようなことを中心に、介護サービス関係、あるいは段階の世代が75歳以上となる2025年を見据えた、地域包括ケアの考え方等々を述べさせていただいております。市は、このような社会的背景を踏まえまして、本計画を策定するということです。

第2節の計画の期間でございますが、これは高齢計画でございま

す、老人福祉事業と介護保険事業の、高齢者福祉計画と介護保険事業 計画を一体とした計画としまして、平成25年度から3か年計画として 策定するという計画期間でございます。計画最終年度には評価と見直 しを行います。

第3節は、計画の性格・位置付けでございますが、これは先ほど申 しましたように、老人福祉法と介護保険法の法令根拠がある計画であ るということを説明させていただいております。

2ページ目は国・都の取り組みでございますが、現在国の取り組みとしては、平成18年度より、予防中心型システムに転換を図られているということでございます。ただ国全体では、給付費の増大が続いていまして、現時点では18年度から導入した予防の効果も、全体を抑えるまでには至っていないという現状になっておるようでございます。

それから、3つ目では、施設待機者の解消とか認知症対策とか、孤立死とか、こういった新しいといいますか、ますます増大している課題、それから東日本大震災以降の国の対応、こういったものが新しいテーマになっているということでございます。

国の第5期の介護保険事業計画の策定に当たりまして、地域包括ケアシステムの実現ということで、その理念に基づいた施策として、①から⑤が推進されるという方針になっていると思います。

3ページは東京都の取り組みでございますが、東京都の地域包括ケアの理念としては、地域のみんなでつくり出す365日24時間の安心という理念のもとに施策を展開すると。それから住まいの整備につきましても、平成22年9月、このプランが出されまして、これで推進していくということになったようです。

4ページ目から、第2章で高齢者を取り巻く現状と課題です。第1 節は高齢者の現状で、人口構成でございます。図表の1の真ん中にご ざいますが、総人口は微増でございます。それから、高齢化率もほぼ 横ばい、18.5でございます。比較的、そんなに高いというわけではな いというところかと思います。年齢3区分の推移も、図表2にござい ます。右側にピラミッドがございますが、これを見ていただきますと 一目瞭然でございますが、比較的、働く世代が多い状況になっていま すが、ただ60代、66歳が若干少し飛び出しているなというところが見 えるかと思います。下に被保険者の推移がございますので、ご覧くだ さい。微増という状況です。

6ページの世帯の状況を書いてございます。平成22年の新しいデータが出ましたら、ここは見直しをさせていただきます。小金井市は空

欄になっておりますが、平成17年で調べましたところ、ほぼ都と同様な状況となっております。社会参加はシルバー人材センターの状況、「悠友クラブ」は7ページご覧いただければと思います。高齢者人口等の推計につきましては、介護保険との関係で、現在、空欄でございますが、次の資料では推計値を入れさせていただきます。

それから8ページが、第2節で介護保険サービス等の現状です。1 が要介護認定者等の推移ですが、図表8のほうでご覧いただけますように認定率については微増でございます。9ページが受給者数の推移でございます。この図を見ますと、受給率はほぼ横ばいでございますが、受給者総数は、平成18年度の2,574人から、平成22年度の3,97人に増加しております。

それから10ページ、第3節アンケート調査から見た市の課題でございますが、これにつきましては、過去1、2回で十分お話いただきましたので、時間の関係上割愛させていただきます。

ページを飛ばさせていただきまして、27ページをご覧ください。先ほど、課長さんからもご説明ございまして、少し検討不足のところがございましたので、取りあえず口頭でお話させていただきますと、上に「しあわせプラン」の囲ったところがございますが、福祉と健康のところは、「誰もが安心して暮らせる、思いやりのあるまち」と訂正いたします。それから下に基本理念と書いてございますが、実は第4期の計画の中で、基本理念が3つございました。それと少し混乱いたしまして、第4期の基本理念をここに記すのを、記さなかったということでございます。ちなみに申し上げますと、第4期①に人間性の尊重、②に自主自立の確保、③に支え合う地域社会づくり、お手元の第4期の計画書に書いておりますのでご確認ください。この基本理念は、非常に大本のお話でございますので、第4期から第5期になっても変わるものではないということで、これは踏襲させていただければと思います。

この基本理念に基づきまして、今回の第5期の計画につきましては、いろいろな議論を参考にしながら、基本施策として、「1.健康づくり・生きがいづくり」「2.在宅生活の自立に向けた総合的支援」「3.地域で支え合う仕組みづくり」、この3つを基本施策とさせていただきます。これは、上の「しあわせプラン」から流れてくる流れでいいますと施策になるわけでございますが、この第5期の計画では、ある意味で一番上の政策的な位置付けかと思います。

その下に、視点として①から⑥がございますけれども、実はこの内

容につきましては、会議を含めまして、議論した内容とは少し違いますものですから、これは少し考え直させていただいたらどうかなと思っておりまして、1つの案としましては「しあわせプラン」の中に施策の方向性というのが示されていますので、それをここの方向性の中に付け加えさせていただく。さらに地域包括ケアの推進というのが重要なテーマですので、これも付け加えるような形でいかがかなと思っております。

では、最後にとじてあります。体系(案)をご覧いただけますでしょうか。左側の高齢者福祉総合計画、基本理念とありますが、これは 先ほどご説明させていただいたように、この本計画では「基本施策」 と位置付けさせていただきたいと思います。この基本施策は、1、 2、3、あえていえば4まであるわけです。

それから下の囲みで、第5期計画で充実強化する「地域包括ケアシステム」推進の5つの視点というのを、ここで参考に述べさせていただいております。一番下が介護保険事業計画でございます。

小金井市のこの総合計画につきましては、基本施策は1、2、3、4ございまして、その次の施策の、あえて言えば基本施策1になろうかと思いますが、それが次にありまして、その施策の展開が施策の2という形になりまして、階層的に言いますと、3つの施策の計画になっております。いずれも、左側を達成するには、どういう手段が必要だとか、そういうふうな流れでご覧いただければと思います。

基本施策の縦の次の施策、施策という欄を縦にずっと見ていただきますと、実はこれは4回にわたりまして、それぞれ委員に、テーマごとにご議論いただいたわけですが、それがいろいろなところに散らばっているというふうに見ていただければと思います。

それから、施策の展開につきましても、同様にその4回の検討のときにも見ていただいています。それから、主な事業につきましても、個別事業として、一応、事業名だけでございますが、ご覧いただいた事業がここに網羅されております。ですから大体、計画の推進とかその辺ございますけれども、一番右のほうの事業のあらかたのものは、一応、個別事業として委員の皆さん方が目に触れていただいたところ、また中にはいろいろどういう事業かというご質問をいただいた内容になっております。

本日はここまででございます。大至急、この体系をご検討いただきましてご了承が終わりましたら、すぐ第5章の施策の展開、個別事業の内容を含めた、それが全体通しての素案になりますが、それを予定

させていただければと思います。以上でございます。

委員長

ご意見、ご質問あるでしょうか。

浜本委員

内容的には特に意見はないのですけれども、8ページの介護保険サービス等の現状の図表8ですが、その上に、①「要介護等認定者数の推移」として、中黒点が3つあって一番最後の表現なのですが、「認定者数を要介護度別でみると要介護1が最も多く、増加の割合も高くなっています」と書いてあるのですが、ここの表現はもっと正確に書く必要があるのではないか。要介護1が最も多い、これはもう835で事実なのですけれども、増加の割合も高いというのは、増加は例えば平成18年ですと917が、22年は835ですから、増加の割合は要介護1が最も多いとは言えないと思うのです。そういったところをもう少し、正確に表現する必要があるのではないかと。

恩田委員

24ページの介護者への支援のところなのですけれども、③に「レスパイトケア」と書いてあるのですけれども、これはレスパイトケアと書いて分かる方がどれくらいいるかなと思います。これは、注釈とか何か付くのでしょうか。

コンサル

前回の第4期の一番後ろのほうに、用語解説が入っていますので、 詳しくはまだ詰めていませんけれども、このような形をとるか、ある いはこのページの下に書くか、いずれにしても注釈は付けたいと思い ます。

介護福祉課長

言葉のことについては、この委員会の中でもいろいろご意見いただいていたかと思います。もう少し分かりやすい言葉で、置き換えることができるものは、再度、ここも含めて考えたいと思っているところです。ただ逆に、置き換えてしまうことによって、いろいろ方がこの計画をご覧になると思うので、そこのところが難しいところかなと。私どもも、日常、仕事で使っていると、ついそのまま載せてしまうということもあるかと思いますので、そのような形で、この言葉はちょっとというようなことがありましたら、お教えいただけると助かるところです。

委員長

基本は、片仮名サービスは注意したほうがいいという、大ざっぱで

すけれども原則ですね。高齢の方が、片仮名はイメージできないとい うことから考えて、その点はご留意ください。

増田委員

枠組み的には非常によく、コンパクトにまとまっていたかなと、印象としては思っております。A3縦の、一番最後に付いている部分になりますが、今回、話し合っている内容というのは、こちらの2番の「在宅生活の自立に向けた総合的支援」の中の、「住まいの計画的な整備」に当たるかと思うのですけれども、実はその下の「地域で支え合う仕組みづくり」の1の、「福祉意識の醸成」の中に、世代間交流というのが3というふうにとっていまして、やはり住まいの施設計画においても、各年齢層が交流できるような、地域における高齢化が進まないような地域計画というのを、念頭に立てられたほうが、当然分かっていらっしゃると思うのですが、こういった意識も持った上で計画を策定していただければと思っています。以上です。

委員長

それはご意見でいいですね。ほか、いかがでしょうか。

では、31ページですけれども、「緊急時避難支援体制の確立」というところなのですけれども、これは要援護者支援体制の整備とか見守り支援という、この3の緊急時体制。これは地域で支え合える仕組みということと、緊急避難として災害対応を小金井はつくっていますよね。ですから、そこを高齢者向けにどう明記するかということ、これは大切ではないかと思うのですけれども、これちょっと、つまり既存の議論しているところを当てはめると。

だから構想になると、地域で支え合える仕組みづくりと少し離れるのですけれども、ただ緊急時避難支援体制とか、要するに、いわゆる災害弱者の対応というのは、かなり緊急的にどこの自治体もやっているところなので、そこは位置付けを少し確認しておいたほうがいいだろうと思います。ご検討ください。

それからあとよく出てくるのは、買い物弱者という議論がとても大きくなってくるということと、どこら辺に出てきますかね。そこも少しご検討いただきたいと思います。

今のいろいろなテーマで、高齢者が出ていた、500円のコインを集めて何とかというのがありましたよね。あれはもう買い物弱者、それをどうするかという基本的テーマを織り込んで、今年で終わるか、もしくは来年も続くのではないかと言われているし、これは確か、コンピューター見れば分かるのですけれども、日常生活自立支援事業とか

何とかという事業で、展開されているところです。地域支援事業だったですか。こう図が書いてあってコインをためて、買い物に対してこうやるとか、ボランティア付けたりとか、見守り付けたりとか、とにかく買い物を支えるというテーマで、買い物弱者というのは今大きなテーマなのです。

あと、虐待で逃げてくる所は、どこかにありましたか。

介護福祉課長

高齢者の方の避難場所という観点ですか。避難をするという形では、まだ十分な対応はできていません。

委員長

これはどこにあるかは、言えないのですけれど、各市は老人ホームに持っていたりとか、幾つかそっと逃げられてかくまえる所は持っている所もあります。それは、一応、今のところ記述では出ますが、どこかを言うと所在が明らかになってしまうので出すことはできませんが、こういうことやりますと。それは緊急時に逃げられる所はつくらないと、虐待予防というか虐待に対応ができないということで、それを念頭に置いておかれたほうがいいでしょう。そういったようなことも含めて、実は施設体系とかこれは、まずは5章、6章が要するに時間かかるところだと思うのですけれども、急いでいきたいと。竹内委員どうぞ。

竹内委員

「しあわせプラン」との整合性の関係ですけれども、「しあわせプラン」の資料の131ページから134ページ、これの具体的な下位計画として議論はしているという、そういう理解でよろしいのですね。その前段の、128ページから130ページ、ここでは対象にはなっていないという理解でよろしいのですね。

それから、細かな話になりますけれども、今日の説明があった資料の中で「しあわせプラン」との整合性の関係で、少し細かな点申し上げますけれども。

委員長

体系の議論ですね。

竹内委員

はい、体系の中で3の2です。ボランティア活動の支援。最低、ボランティアと限定しないで、「ボランティア・市民活動を支援」というほうがNPO等もいろいろ入ります。小金井は、非常にNPO等の活動が盛んですから、ボランティアだけではなくて、もう少し広く捉

えていただいたほうがいいかと思います。

その次、隣の②のボランティア、ここではNPOと言っていますが、「等の育成」というのは少しNPOさんに失礼ではないかと。むしろ「活動の支援」のほうが、今、行政と市民との協働と言われる時代ですから、「育成」という表現は避けたほうがよろしいのではないかなと思います。

それから、もう1つすみません、その戻っていただいて、2の2の、その中の「権利擁護事業の推進」。これは前にも少し申し上げましたけれども、「権利擁護センターの周知」。ただお知らせするだけではしあわせプランより後退した表現になりますので、「権利擁護センター事業の推進」とか。今、各地域包括支援センターでややこしい問題は、みんな権利擁護センターに送られてくるケースが多いのです。それから、市の生活保護担当の方からも送られてきて、ここで苦労して権利擁護の事業に取り組んでおりまして、単なる周知ではなくて、事業の推進のほうを、ぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

浜本委員

今の竹内委員の発言に関連してなのですが、ボランティア・NPOの育成・支援、この育成というのはどういう意味で使っているのですが。作成の意図は。私はこれを読んで、NPOを、設立をどんどん促すのと、活動の支援と2つかと思ったのです。

コンサル

お答えですが、育成ということは、さらに組織的な意味も含めて、 どんどんつくっていっていただきたいということと、かなり育成とい う趣旨に近いかなと思うのですが、活動となると、現在、いろいろ活 動なさっているものを、どのように支援していくかというところにい きますけれども、あえていえば、育成・活動支援みたいなことでの、 いうのかなと思います。

浜本委員

私は表現にこだわりませんが、ちょっと。

介護福祉課長

今、竹内委員と浜本委員のほうからご意見あった点なのですけれど も、まずは最初に、「しあわせプラン」との兼ね合いについてのご確 認があったかと思います。先ほどおっしゃったとおりに、小金井市の 「しあわせプラン」の128ページから130ページというのは、地域福祉 に係る項目についてを述べているところです。高齢者福祉に関して は、131ページから134ページになっているのですけれども、地域福祉の関係については、地域福祉課のほうで所管している計画の中で、全体的なこととして記述をされます。

ただその中で、特に、例えば地域福祉に関することの中でも、高齢者に関する部分というのは、そのほかの計画と整合性を取りながら、特にこちらの高齢者の計画でも載せたほうがいい項目というのは、高齢者に特化した形で計画の中に盛り込んでいくと考えているところです。ですので、先ほど事例にございました、例えばボランティア活動の関係ですとか、あとは権利擁護センターの関係ですとか、全体的なことについては、それぞれの業務について、高齢者のことのみではなくて、障がいのある方や生活保護を受給されている方等、いろいろな形で関わっていらっしゃる事業ですので、全体的なこととしては、地域福祉の計画のほうに盛り込まれて、その中でも、高齢者のほうの施策として、載せていくものをこちらのほうで記述を重ねるというような形の位置付けと考えているところです。

先ほどの、2点目の、ボランティア活動の支援の項目については、 1点目は竹内委員のご意見の、そういう形のほうがより広く対応できるかと思いますので、市民活動という形での支援という形も含めて入れられればと思います。あとは先ほどの育成という言葉の使い方なのですが、こちらについてはボランティアの育成という部分に、少しかかっていた部分が大きいかと思います。なので、ご意見をいただきましたので、少し検討させていただいて、記述を考えていければと思います。以上です。

委員長

他計画とか他事業とか整合を図っていったほうがいいと思います。 社協の活動計画とか、中期計画とかがあったときに、多分活動計画で は、育成と言っていなかったと思います。ですから、立ち上げとか支 援もありますけれども、一応、そこら辺を検討してください。

あと、先ほど出た上位計画との整合性はきちんと保たないと、これ 自体が逆に思われますから。

あといかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、次回のことも含めて、今後の予定、その他について事務局より説明をお願いします。

介護福祉課長

次回なのですけれども、11月15日火曜日、場所は前原暫定集会施設の1階にありますA会議室のほうで、2時から予定をしております。

こちらにつきましては、今までは計画策定の中の専門委員会という形で実施をさせていただいているところなのですが、次回の11月15日に関しましては、介護保険運営協議会全体会の中で、この計画の策定の専門委員会も合同で、併せて実施という予定にさせていただいているところです。

本日、素案のほう、こちらにお示ししなければいけなかったのですが、少し内部での検討が不十分ということで、先ほどコンサルタントのほうからもお話していただきましたが、早急に詰めた形で、素案につきましては、遅くとも11月の初めまでに皆様のお手元に届くような形で送らせていただく予定です。それと全体会とも併せての実施となりますので、一応今の予定では、平成22年度の決算についての内容について、簡単にご説明をさせていただく予定なのですが、少し時間のほうがありますので、そちらについてはもしかすると事前の配布資料のほうで、だいぶ割愛させていただいた形にさせていただくことになるかと思いますので、ご了解いただければと思います。

委員長

この時間ですけれども、30分くらい延長あるかもしれませんね。皆様方申し訳ないですが、十分議論したいということであります。今まで、17時、3時間コースでやっておりましたが、比較的順調にいき、いつも2時間ちょっとで終わっておりましたが、今回少し大本の議論になりますので、慎重にしたいし、今までこう議論したことをちゃんと反映していただくというか、もしくはこれはこう活かすだとか、これは、今回は要らないとか、いう議論をきちんとしておかないと、また繰り返し同じ質問になりますので、そこも留意をしていただきたいと思います。

その他、ご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。 では、これにて終了いたします。どうもありがとうございました。

提出資料	(1)事前配布資料 ・策定委員会検討の重点課題「④高齢者の住まいについて」 ・介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画(構成原案) ・・・資料-3
その他	